



多民族・多文化社会に生きる

- 1 共にいきつつ
カラフルな仲間たちの教会
- 2 “外国人は
優遇されている”のか？

お話し 佐藤信行

在日大韓基督教会 新居浜グレース教会・
日本基督教団 四国教区

第40回 合同シンポジウム

共にいきつつ
カラフルな仲間たちの教会

講師：佐藤信行

主題講演

共に生きつつ——カラフルな仲間たちの教会

講師：佐藤 信行

在日大韓基督教会 在日韓国人問題研究所（RAIK）前所長

佐藤信行です。私は1948年に宮城県仙台市で生まれ育ち、高校のとき母親の影響で教会に通い始めました。そして大学は横浜に行き、それ以来、横浜、埼玉、東京で暮らしています。

私のいま所属するところは「在日韓国人問題研究所（RAIK）」ですが、これは1974年に川崎教会の牧師であった李仁夏イインハ先生がアメリカの教会の援助を受けながら設立したものです。私は1998年からそこで働くようになりました。

それと「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）」、これは1987年、在日大韓基督教会の牧師・長老・信徒が指紋押捺拒否をしていたのですが、それとカトリック教会の宣教師たちが指紋押捺拒否をして、それを契機にカトリック、プロテスタンント教会が集まって結成したものです。

また「移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）」というのを、1997年に市民団体、教会、労組、弁護士、研究者が結集して作りました。それともう一つ「福島移住女性支援ネットワーク（EIWAN）」を、東日本大震災の翌年2012年にYWCA震災担当者と一緒に福島で被災者を支援するために作りました。

今日は、これらの団体で経験したことをもとに話をていきたいと思います。

◇ 「移民社会」となった日本

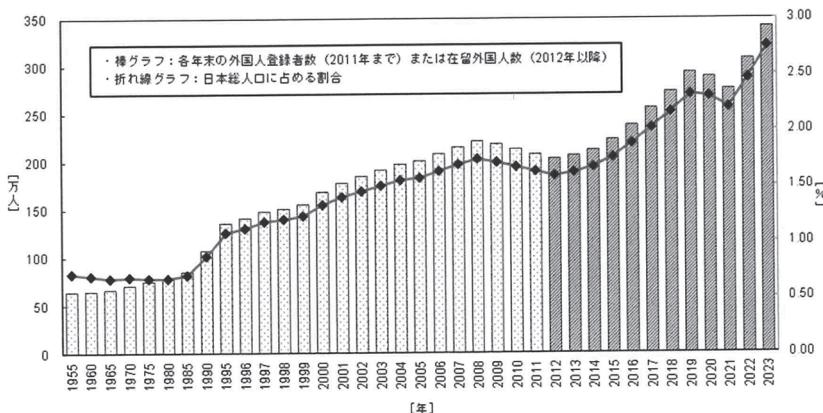
次ページの〈表1〉は、1950年代から2023年までの外国人数の棒グラフです。1950年代～1980年代までは「在日外国人」イコール「在日

韓国・朝鮮人」だったわけです。それが80年代後半以降、移住労働者、そして日本人と結婚した国際結婚による移住者が急増していきます。そして、ちょうどコロナの時、2020年～21年の時に増加率はちょっと止まるんですが、22、23年でまた急増しています。この急増のカーブが今後どんどん増えていくということになります。

外国人は〈表2〉にありますように、在留資格によって分類されるのですが、一番多いのは「永住者」で約89万人になっています。次に多くなっているのは「技能実習」、これが約40万人。そして「技術・人文知識・国際業務」が約36万人、「留学」が約34万人となっています。

とりわけ「技能実習」が今後どんどん増えていく。そして3年後(2027年)には、「技能実習」ではなく「育成労」という新しい制度になるのですが、これも増えていくだろう。技能実習生も育成労生も全国津々浦々で、地場産業の中でも働くということになっていきます。

〈表1〉 在日外国人数の推移（1955～2023年）



〈表2〉「外国籍住民」に対する制度的差別

在留資格とその数（2023年）	住民登録	健康保険	生活保護	児童手当
1. 特別永住者	28.1万人	○	○	○
2. 永住者	89.1万人	○	○	○
3. 定住者	21.6万人	○	○	○
4. 日本人の配偶者等	14.8万人	○	○	○
5. 永住者の配偶者等	5.0万人	○	○	○
6. 技能実習	40.4万人	○	○	×
7. 技術・人文知識・国際業務	36.2万人	○	○	×
8. 留学	34.0万人	○	○	×
9. 家族滞在	26.6万人	○	○	×
10. 特定技能	20.8万人	○	○	×
11. その他	24.4万人	○	○	×
〈小計〉	341.0万人			
12. 短期滞在・公用など	3.0万人	×	×	×
13. 在留資格なし	7.9万人	×	×	×
〈総計〉	351.9万人			

◇ 「外国籍住民」に対する制度的差別

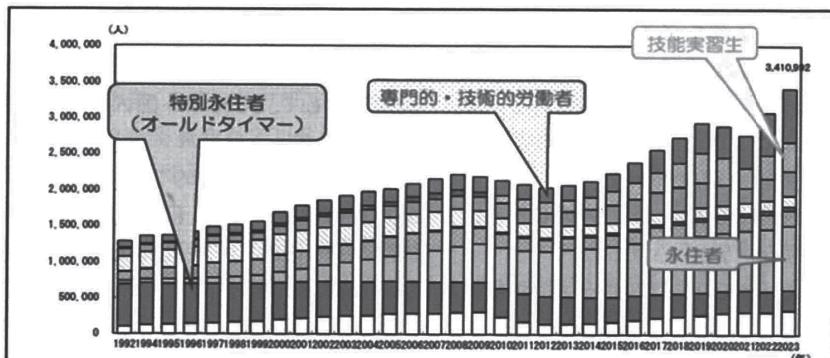
とくに〈表2〉で大事なことは、在留資格の有無と種類によって、住民登録や健康保険がもらえるか、とくに生活保護においては1～5の外国人は、生活保護を「準用」されるけど、6～13の外国人は全く適用されないので。

ということは、在留資格6～11の外国籍住民は、日本で働き納税の義務を果たしているにもかかわらず、最後のセーフティネットである生活保護を受けることができない。しかしこロナ・パンデミックのさなか日本の空港・海港も母国の空港・海港も閉鎖され、休業・倒産で職場から追放された技能実習生らの外国人は路頭に迷うしかなかったのです。そのうえ「13. 在留資格なし」の未登録外国人は、コロナ特別給付金10万円をもらうことができず、また健康保険にも入れず、同胞の友人・知人の支援、教会やNGOのわずかな支援でかろうじて生きのびていくしかなかったのです。しかも、それは今も続いている。

なお、在日コリアンの特別永住者やニューカマーの永住者は生活保護

を「準用」されるけど、不服申し立てができない、つまり「権利」ではなく、「恩恵」として適用されるということです。

〈表3〉 在留資格別の外国人数の推移（1992～2023年）



◇ 「特別永住者」 + 「永住者」は、
多民族・多文化共生社会への推進力

〈表3〉はそれぞれの「在留資格」別の表ですが、右端の2023年の上からいくと①専門的・技術的労働者、②技能実習生、③留学生、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者、⑦永住者、⑧特別永住者、⑨その他-となっています。

一番上の「専門的・技術的労働者」というのは、たとえば中華料理のコックさんで、「技能」という在留資格になります。

⑦の「永住者」がどんどん増えている。その下の⑧は「特別永住者」になります。これを見ていくと、今後、①専門的・技術的労働者や②技能実習生、③留学生が増えていきますが、基本的には永住者と特別永住者が、これから多民族社会・多文化社会をつくる推進力になっていく、なっていかなければならないという状況です。

◇ 「外国にルーツをもつ日本国籍者」も急増

これまででは、外国籍の外国人についてお話をしたのですが、それ以外に日本国籍を取得した外国人。たとえばソフトバンク会長の孫正義氏は韓国籍だったので日本国籍を取得しています。そのように日本国籍を取得した外国人が累計で約 60 万人。累計ですのでその間に亡くられた方もいるのですが、その子孫、子ども、孫も生まれている。そういう人を含めると 60 万人以上。

それともう一つ、日本人と外国人との国際結婚から生まれたダブルの子どもたち。その子どもたちのほとんどが日本国籍で、お母さんかお父さんの日本国籍、あるいは二重国籍になっています。厚生労働省の出生児の親の国籍別統計が出てからの数字になりますが 1987 年以降、ダブルの子どもたちは約 64 万人になります。

ダブルの子どもたちはスポーツ界や芸能界に今すごく登場していますが、それは氷山の一角で、目に見えない形でどんどん増えています。

そうすると外国籍の住民、それと日本国籍を取得した外国人、そしてダブルの子どもたちを総計すると 500 万人くらい。つまり 100 人につき 4 人は外国にルーツを持つということになります。

私は 10 年前まで立教大学で週 1 回、教えていたんですが、毎年の受講生がだいたい 200 人いる中で、1 割は「実は私のお父さんは中国人で……」「私のお爺さんは韓国人で……」とレポートに書いてきた。それで「こんなにいるんだ」と驚いたのです。もちろん受講生には、韓国や台湾からの留学生も、在日コリアンの 3 世・4 世、そしてニューカマーの 2 世もいるわけで、文字通り「多民族・多文化社会の課題」というテーマで授業ができました。

◇日本の社会的差別

このような「多民族・多文化社会」において大きな課題としては、社会的差別の問題があります。

2016年に法務省がはじめて外国籍の人たちの実態調査をしました。このアンケート調査結果では、「在留資格別」の内訳、あるいは「年齢別」の内訳がわかるようになっています。まず調査結果を見ると、「この5年間で差別的なことを言わされたか」という設問に対して、30%の外国人がそれを経験しています。

さらに「誰から差別的なことを言わされたか」という設問で、それぞれのいくつかの選択肢があったのですが、例えば「学校の教師や生徒、生徒の保護者」から差別的なことを言わされたというのが、18歳～19歳の回答者のうち33%に上っていた。それと、「見知らぬ人」から差別的なことを言わされたというのが55%にもなる。

これは何なんだ！　と私は思わずざるを得なかった。なぜなら、このアンケートに回答した18歳～19歳の外国人とは、在日コリアン4世、5世であり、日本生まれの移民2世、3世なんです。その子どもたちが、こう答えざるを得ない。

こういう差別的な状況について、私たち日本人はなかなか気が付かない、見えていないというのが、悲しいかな現実です。

◇日本の人権状況と国際人権基準との乖離

日本は1980年前後から、国際人権条約に加入するようになりました。「国際人権規約」「女性差別撤廃条約」「子ども権利条約」「人種差別撤廃条約」に、それぞれ加入して、政府は定期的に実施報告書を国連のそれぞれの条約委員会に出さなければいけない。その日本政府報告書に対して、日弁連や私たちNGOや教会関係機関がカウンターレポートを各条約の委員会に提出し、さらに委員会が開かれるジュネーブでロビィングをします。

そして委員会は、日本政府報告書と私たちのカウンターレポートを見比べながら審査をし、最後に総括所見として「評価／懸念／是正勧告」をするわけです。たとえば人種差別撤廃委員会は2018年、日本審査のあと総括所見で、次のように懸念事項を表明しました。

「移住者、および締約国で生まれ育ち教育を受けたその子孫〔つまり在日コリアンや移民二世〕が、住居、教育、医療、および雇用の機会への制限されたアクセスを含む、染みついた社会的差別にいまだ直面している」

また自由権規約委員会は2022年、やはり日本審査のあと総括所見で、的確な是正勧告を出しました。

「締約国は、アイヌ、琉球そしてその他の沖縄コミュニティの伝統的土地および天然資源に対する権利を完全に保障し、これらの人びとに影響を及ぼすあらゆる政策に自由で事前で十分に情報を受けたうえで参加する権利を確実に尊重し、子どもたちに独自の言語による教育を可能な限り促進するためのさらなる措置をとるべきである。」

植民地時代から日本に居住する在日コリアンとその子孫を、利用できるはずの複数の支援プログラムや年金制度の利用から妨げている障壁を取り除き、永住コリアンとその子孫に地方選挙での投票権を認めるよう関連法の改正を検討すべきである」

これが国際人権基準なんです。しかし日本政府は、これらのは是正勧告には法的拘束力がないとして、未だには是正措置を実施していません。

◇韓国にあって日本にないもの

外国人に関する法制度が諸外国ではどうなっているのか。たとえば韓国にあって日本にないものについて話します。

日本も隣りの韓国も、「労働力」不足です。農村・漁村部において「嫁」不足です。これは共通しています。日本も韓国も、まだ人種差別撤廃法が実現していません。そして日本も韓国も単一民族国家観が強い。韓国の場合は分断国家ということもあるので、そうならざるを得ないのですが、そういう共通性があります。

ところが、日本にはなくて韓国にあるものを並べてみると、韓国には「在韓外国人処遇法」という法律があります。そして永住資格をもつ外国人には地方選挙権があります。また、国際結婚をしている家族への支

援法が韓国にはあります。そして国内人権機関が韓国にはあります。

ところが、日本には外国人処遇法も、外国人の地方選挙権も、多文化家族支援法も、国内人権機関も、ことごとくないのです。

たとえば韓国で暮らしている日本人で永住資格を持っている人は、来年2025年の参議院選挙では、韓国にいながら、在外投票で投票することができ、今年2024年韓国では地方自治体の選挙があったのですが、今住んでいる韓国の自治体の選挙に一票を投じることが出来たわけです。つまり、国政選挙は国籍国の選挙に一票を投じ、地方自治体の選挙はいま住んでいる国で、その地域の住民として一票を投じることができるのでした。

ところが、日本で暮らす在日韓国人の場合は、韓国の国政選挙に一票を投じることは出来るけれども、いま住んでいる新居浜市の市長選挙、市議会選挙には一票を投じることができない。そういうあまりにも不均衡なことがあるわけです。ですから、永田町で各政党の議員まわりで、いつもこのことを言うのです。でも、自民党の議員にこの例を話すと、「韓国に住んでいる日本人の数は、在日韓国人の数と比べて圧倒的に少ないのだから、参考にならない」と言い訳をする。

しかし、これから日本人もどんどん海外で暮らすようになっていくことを考えると、やはり日本でもちゃんと外国人にも地方選挙を保障すべきだと思います。

◇ 「血統主義」国籍法の問題

今年2024年、永住権取り消しの問題が起きました。その前に確認をしなければいけないのですが、日本では国籍法において徹底した血統主義をとっています。

ドイツでは、20年前までは日本と同じように血統主義をとっていたんですが、移民の2世、3世が多くなって、もう血統主義を維持することは困難だということで、移民2世、3世には国籍選択権を事実上認め るという制度に転換しました。

ところが、日本はそうしていない。そのため、外国人の子どもは日本で生まれても下記のようになります。

ケース①父も母も外国籍

⇒子どもも外国籍

ケース②父：外国籍／母：日本国籍

⇒子ども：日本国籍／二重国籍

ケース③父：日本国籍／母：外国籍

⇒子ども：日本国籍／二重国籍

ところで、「外国籍」となった子どもの在留資格はどうなるのか。

父か母が「特別永住者」の子どもの場合は、届け出だけで自動的に「特別永住者」となります。

しかし、父か母が「永住者」の子どもの場合は、出生後30日以内に親が「永住許可申請」を出さなければならない。しかもそれは、「不許可」もあり得るという代物なのです。ですから、子どもの永住申請が不許可となった場合、子どもの在留資格は「永住者の配偶者等」となってしまう。これは非常に不思議な、不合理なことです。

◇厳しい「永住許可」条件／「永住権」ではない「永住資格」

日本人は、ほとんど知らない話をこれからするんですが、私も今回の「永住取り消し」の問題で行政書士や弁護士にいろいろ聞いて、こうなっているのかというのが、やっと見えて来たのです。

日本では「永住資格」を取るには、「素行善良要件」「独立生計要件」「国益要件」という厳しい条件があります。

「素行善良要件」というのは、「かつて交通違反で有罪」になつたらバツです。「独立生計要件」では今、生活保護を受けていたらダメです。

「国益要件」とは何だろうかと思ったら、日本に10年以上継続して暮らしていく、税金をちゃんと納めているかというのが「国益要件」なのです。それで永住申請の際、過去5年分の収入証明書と納税証明書、そして過去2年間の社会保険料を納付した書類を揃えなければいけない。

そうすると、これまで比較的安定した収入を得てきたけど、例えばコロナになって休業せざるを得なかった、失職した、あるいは大病して仕事を辞めなければいけなかったということがあって、この2年間税金を納められなかった、社会保険料を納められなかった場合、不許可になってしまう。

このようにすごく厳しい条件があって、いろいろ書類を出して1年以上待たされ、やっと許可されるというのが、今の「永住許可制度」なのです。

〈表4〉諸外国における「永住者」の取り扱い

	日本	米国	英国	仏	独	加	豪
永住許可に必要な在留歴	10年	基本的に不要	通常5年以上	通常5年以上	通常5年以上	基本的に不要	基本的に不要
再入国許可の要否	必要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
住居地の変更届け出先	市町村	移民局にオンラインまたは郵送	届け出不要	警察または市役所	管轄登記所	なし	なし
在留カードの常時携帯義務	あり	あり	なし	あり	なし	なし	なし

【出典】2017年11月、「移住者と連帯する全国ネットワーク」(移住連)との意見交換会において法務省が提出した資料

◇諸外国における永住者の取り扱い

〈表4〉を見て歴然としているのが、「永住許可に必要な在留歴」では、米国、カナダ、オーストラリアは「在留歴必要なし」。イギリス、フランス、ドイツは「5年」となっています。ですから日本の「在留歴10年」というのは、いかに過重な条件かということになります。

また、永住者の「再入国許可制度」があるのは日本だけです。他の国では、永住者は自由にその国から出ていて再入国をすることができます。ところが日本では、出国前に法務省に「再入国許可」を受けなければならない。再入国許可を取らずに出国して、日本に再入国すると、“あ

あなたの「永住資格」は無くなりました”と通告されるわけです。

1980年代、指紋拒否をした崔善愛(チエ・ソンエ)さんは再入国許可が取れずにアメリカに留学したのですが、日本に帰国した際、“あなたの「永住資格」は無になりました。新規入国者として扱います”と通告され、3カ月ごとに在留更新をせざるを得なかったのです。

それと、永住者の「住居地の変更届け」も、イギリスでは届けは不要。カナダ、オーストラリアに至ってはその制度自体がない。

また、永住者の「在留カードの常時携帯義務」ですが、日本、米国、フランスはあるけど、他の国にはありません。それで、米国やフランスに長年暮らしたことのある知人に聞いたのですが、誰一人、身分証明書の常時携帯違反で捕まったことは一度もないというのです。つまり法律上はあるけれど、実際は運用されていないわけです。日本だけです。東京なんかだと、一見アフリカ出身、あるいは中東出身と分かる人に対して、警察は“在留カードを見せなさい”と公然とやっているわけです。つまり、「永住者」という法的な地位は、あくまで日本国政府が認めた「永住資格」であり、外国人にとって「永住権」ではないのです。

◇永住者のメリット

このように諸外国と比べて日本は厳しくやっているわけですが、それでも在日外国人にとって「永住者」になることは、大きなメリットがあります。

まず1年ごと、3年ごと、5年ごとに入管へ在留更新に行かなくていいわけです。

例えば16歳の誕生日を迎えた高校生の場合、学校に届け出を出して、わざわざ入管に行かなければならぬ。そして入管では、顔写真付きの在留カードを作ってもらう。そのあと高校生は、在留カードをいつも持つていなければならず、しかも「在留資格」によっては1年ごと、3年ごと、5年ごとに入管へ行かなければいけない。そういう面倒くさいことが「永住者」になれば必要なくなるわけです。

また生活上大きなメリットとしては、住宅ローンや教育ローン、そして奨学金を受けやすくなる。「永住者」になれば、ほぼ日本人と同じような扱いになるわけです。

そして就職においても、やはり「永住者」になれば、雇用者も安心して雇うことができるようになる。

ですから 28 種類の「在留資格」の最も安定したものが、まさに「永住者」という在留資格なのです。この間、永住者にインタビューをして思い知らされたのは、外国人にとって永住資格を取ることが今後日本でどうやって生きていくのかという人生設計ができると言うのです。とりわけ日本生まれの 20 代、30 代の青年たちにとって、切実な重要なことです。

◇ 2024 年改悪 「永住取り消し法」

それにもかかわらず、日本政府は今年 2024 年 3 月に、永住資格を取り消すという法案を出しました。これに対して、市民団体、弁護士団体、教会、韓国民団や華僑総会など民族団体などの反対声明が相次ぎ、さまざまな抗議行動が起こりました。

また、国連の人種差別撤廃委員会は日本政府に対して、次のような緊急書簡を送りました（2024 年 6 月 25 日）。

「改定法では、在留カードの常時携帯義務を履行しないなど入管法に違反した時／税金や社会保険料を滞納した時／軽微な法令違反をした時、永住資格が取り消される。これは、永住者の日本での安定した生活基盤を奪うことになる。永住者の数は 891,569 人で在日外国人の約 26% であり、永住資格取り消しの潜在的な対象の人数規模はかなり大きい。永住者的人権、とりわけ人種差別撤廃条約の下で保護される諸権利に及ぼしうる不均衡な影響を憂慮する。委員会は締約国に対し、改定内容の見直し、または廃止するためにとられた措置に関する情報を含む回答を提示するよう要請する」（委員会書簡の要約）

これが、まさに国際人権基準なのです。

◇教会としての取り組み

この改定法に対して、私たち「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）」をはじめ、諸教会の反対声明が相次いで出されました。

在日大韓基督教会は5月2日、次のような反対声明を出しました。

「私たち在日大韓基督教会は、特別永住者の在日韓国人だけではなく、韓国から起業や就労、留学、結婚などで渡日した韓国人や、日本人をはじめさまざまな国籍の信徒・教役者で構成されています。今回の法案では『特別永住者』は対象となっていませんが、日本に長年暮らして『永住者』となっている韓国人信徒・教役者が多くいるため、法案について私たちの意思を表明することにしました」つまり、在日大韓基督教会としては、やむにやまれぬ思いで声明を出さざるを得なかったわけです。そして、なぜ改定法に反対するのかということを、わかりやすく書いています。

「日本がすでに加入している国際人権自由権・社会権規約や人種差別撤廃条約では、外国人住民に、国政参政権を除く基本的な権利を保障することを定めています。とりわけ永住者に対しては、日本人と同等に扱うよう、国連の自由権規約員会や人種差別撤廃委員会が日本政府に求めています。

税金や社会保険料の滞納や、退去強制事由に該当しない軽微な法令違反に対しては、日本人に対するのと同様に法律に従って督促、差押といった制裁措置をとれば良いのです。しかし、外国人であるがゆえに、在留資格『永住者』を取り消すというのは、外国人に対するあからさまな差別です。

人種差別撤廃条約の第2条（締約国の差別撤廃義務）と第5条（非差別・法の前の平等）、自由権規約の第2条（締約国の差別撤廃義務）と第26条（非差別・法の前の平等）に違反します」

そして声明の最後は、こう結ばれています。

「韓国では、韓国民も外国人も人権侵害を申し立てができる国内人権機関（国家人権委員会）があり、また永住外国人には地方参政権が認められています。しかし日本では、国内人権機関もなく、外国人の地方参政権も実現していません。日本人も外国人も『共に生き、共に生かし合う』日本社会を作りたいと願う私たちは、この法案に反対し、日本が先進国にふさわしい人権制度を整えるよう要望します」

これが、まさに在日韓国・朝鮮人の総意であり、願いなのです。

この在日大韓基督教会の声明に続いて、5月9日に福音ルーテル教会、5月10日にカトリック大阪司教区、5月14日にバプテスト連盟、5月16日に日本キリスト教協議会、そして5月18日には日本基督教団京都教区が反対声明を出しました。

近年、多くの外国籍教役者・信徒を迎えつつある日本の諸教会にとって、この問題は他人事ではなく自分たちの問題であるという認識のもとで、この声明が出されたのです。このことは日本のキリスト教界にとって一つの貴重な経験であり、私たちはその可能性を今後とも追求したいと考えています。

しかし、この法案は自民党、公明党、維新、国民民主党が賛成して通ってしまいました。

実施は3年以内、つまり2027年6月からとなりますが、永住者の青年たちと友人たちの「永住許可有志の会」はネット署名を始めており、わずか4カ月で1万筆以上の反対署名を集めました。私たちもまた、この制度の廃止を求め続けていきます。

◇ 2023年「改悪」入管難民法

もう一つ考えるべきことがあります。昨年2023年、やはり入管法の改定という形で、難民申請者や在留資格のない外国人を国外追放できるという法案が通りました。

その前提として、まず日本の難民認定制度がどうなっているのか見てみます。

〈表5〉 難民認定数の各国比較（2023年）

	米	英	独	仏	加	伊	日本
認定数(人)	64,068	60,328	46,282	43,195	39,735	4,905	303
認定率(%)	58.5	61.5	20.0	24.0	68.4	10.4	3.8

* 難民支援協会 HP「日本の難民認定はなぜ少ないか？」から作成。そこでは、その理由が的確に解説されている

〈表5〉 に見るよう、日本はG7の中でも最低です。日本の難民認定率はつねに1～3%前後なのです。これも2023年国会審議の中で議論されたのですが、日本は島国だからなかなか難民が来ないのだという話がありました。しかし、イギリスも日本と同様に島国ですが、それでも認定率61.5%になります。やはりこれが、まず根本的な問題です。

2023年改悪法とは、このような難民認定制度と、名古屋入管で亡くなったウイシュマさんをはじめ毎年のように病死・自死を出している入管収容制度を改善するのではなく、①難民申請中の外国人を強制送還してはならないという条項を無効にする、②3回目以降の難民申請者を強制送還できるようにする、③在留資格を奪われ退去強制令が出されても出国を拒否する外国人を監視する制度と刑罰制度を設ける、というものです。すなわち、難民申請者や未登録外国人を一人でも多く国外追放を容易にする改悪法なのです。

もちろん、私たち外キ協も、市民団体も、弁護士会も、そして国際人権機関も声明を出して、反対運動に取り組みました。しかし結局、国会で強行採決されて成立し、翌年2024年6月から実施されました。

◇戦後日本の外国人差別・排除政策の根源

この改悪法について、ある新聞の論説委員はこう指摘しています。

「なぜ改正したのか。入管行政のDNAがなした業としか思えない。」

DNA とは、敗戦から 78 年経っても消えない旧帝国の植民地主義的体質である。植民地主義の未総括という、戦後日本が背負っている宿痾。改正入管法の成立は、この現実を可視化させた」（東京新聞 2023 年 8 月 8 日）

まさに、この通りです。2023 年の難民申請者の追い出し法、2024 年の永住取り消し法、このような外国人差別政策の根源は何かというと、やはり戦前の天皇制国家の軍事力による帝国主義政策、その中で、アイヌ、琉球沖縄、台湾、朝鮮を植民地として広がっていった「多民族帝国」の中での異民族政策が原型となって、今につながっているということです。ですから、現在進行形の問題は、歴史的な問題として直視しなければならないのです。

◇難民なかまのいのちの緊急基金

この改悪法は昨年 2023 年 6 月 9 日に成立しました。その時に私たち外キ協は、「入管難民法の改悪に抗議し、難民・移民と共に生きる教会共同声明」を出して、全国の教派・団体に送り、126 の教会・関係団体から賛同をいただきました。

その「共同の意思」を起点に 8 月、「難民・移民なかまのいのちの緊急基金」を立ち上げました。抗議声明を出すだけじゃなくて、具体的に難民申請者（約 1 万人）や仮放免者（約 4 千人）に対して支援をしていく。それは、これらの人びとに「あなたのことを決して忘れていない」という市民社会からのメッセージになるだろうと確信したからです。

それで、2023 年 8 月から 2024 年の 7 月まで 1 年間に 1 千万円を集めて、難民申請者らに対して支援金「一人 3 万円」を渡すことにしました。

結局、1 年間で 1 千万円を超える献金が集まり、そこから難民申請者ら 313 人に支援金を渡すことができました。この緊急基金には、「幼きイエス会」をはじめ全国の修道会や教団・教区・個教会、キリスト教学校、カナダ合同教会など計 153 団体と、267 人のキリスト者から献金が送られてきました。

私たちはこの1年間、全国の教会に献金を呼びかけると共に、難民申請者らにとってわずかな支えであっても支援をしていくという、具体的な形を私たちが作っていったわけですが、それに多くのキリスト者、教会が呼応してくれたことは、大きな喜びがあり、新たな発見でした。

ですから、「虐げられて生きていかざるを得ない寄留者」に対して、主イエス・キリストがなさったように、この緊急基金は教会としての宣教の具体的実践であり、キリスト者としての奉仕と交わりと証しであったということです。

そして私たち外キ協は、10月から第2期の基金を始めようと思っています。

◇私たちは、これから何をめざすのか

いろいろと話してきたのですが、私たちはこれから何をめざすのかという問い合わせに立ち返りたいと思います。

これまで言いましたように日本社会は「移民社会」、「多民族・多文化社会」になりつつあるという中で、日本の教会もそうなっていかざるを得ないというのが、現実なのです。

10年前、山形県の地方都市にあるカトリック教会から入管難民法の学習会に呼ばれて行きました。田んぼの真ん中に教会が立っていました。ちょうど主日礼拝のあととの学習会にやっと間に合ったのですが、その神父さんに聞いたのです、「先生、今日の午前中の礼拝は何人くらいいらっしゃったのですか」。神父さんが言うには、「日本人の信徒は5人、フィリピンの信徒は20人くらいです」と。

午後の学習会には、日本人信徒も参加してくれたのですが、なぜそこに教会ができるのか。だいたい1980年代に入って、東北の福島、宮城、岩手、山形の農村・漁村にはお嫁さんが来ない。そこで中国・韓国・フィリピンから女性たちが結婚して定住するようになりました。山形県のここでも、フィリピンの女性たちが結婚して定住していった。そして日曜日には、駅前の中華料理屋の2階を借りて、フィリピン女性たちが祈祷

会をもつようになった。それをきっかけに、閉園した幼稚園あとに教会をつくることになったというのです。

このような事例はカトリック教会だけではなく、私たちプロテスタン卜教会においても、少しずつ確実に進行しているのではないでしょか。

◇『カラフルな仲間たち』

今日、皆さんにお渡しした『からふるな仲間たち』という冊子があります。毎回、外国にルーツをもつ4人のゲストを招いて、マイストーリーを話してもらいます。それを漫画家のみなみ・ななみさんに渡して3ページの漫画にしてもらって、1ページずつ解説を加えます。これを出した目的は、教会学校の中で使える副読本、キリスト教中学・高校の人権教育の副教材として使ってほしいということで、これまで第5集まで出しました。

この小冊子（一冊100円）では、なるべく中学生、高校生が読んで理解してもらうよう漫画に描いてもらい、解説も何回も書き直しています。最近発行した第5集の内容は、次のようになります。

- ・第1話：山下ジョセフ和さん

ダブルルーツの人に向けられる先入観や、心ない言葉に「NO！」と声を上げるお話。

- ・第2話：ラサン イースターさん

日本で生まれ育つ「難民二世」が直面する制度の壁や、心の葛藤を語る。

- ・第3話：後藤りま リンダさん

移住やアイデンティティの迷いを越えて、平和をつくる一人のウチナーンチュとなった人生の旅。

- ・第4話：マーク ダンカンさん

クリスチャン、ゲイ、在日アメリカ人としての体験と考察。

こういうふうに、いま日本社会には「カラフルな仲間たち」が集まって暮らしていて、さまざまな文化が大切にされ生かされることとは「私た

ちの豊かさ」なのだということを、子どもたちにわかってほしいと願って編集しています。

◇地域社会に開かれた、カラフルな仲間たちの教会

そこで、「地域社会に開かれた教会」「カラフルな仲間たちの教会」、それがどういう困難性と可能性があるかについて考えたいのですが、なかなかこれが難しい問題です。

例えば、私の息子が牧会している九州の地方都市にある教会では、「子ども園」を併設していますから、クリスマス会にしろ、地域社会に開かれたものになっています。でも、「カラフルな仲間たちの教会」になっているかというと、そもそもいかない。昨日の礼拝だと15人くらい信徒の方が集まってくれていて、その中には在日韓国人の方もいます。その意味ではカラフルなんですが、「カラフルな教会」までには至っていない。

すでにカトリック教会がそうであるように、プロテスタントの諸教会も、5年後、10年後には「カラフルな仲間たち」が集まってくる教会になっていくでしょう。そのためにも、今から準備していくことが必要です。でもこれは、そう単純な問題ではなく、なかなか困難な課題であることを、東日本大震災の被災地で出会った外国人被災者、とりわけ移住女性から私は学びました。

◇ 2011年東日本大震災の経験

ちょっと長話になってしまいますが、東日本大震災の被災地での経験をお話したいと思います。

2011年3月11日、大地震、津波、福島第一原発の崩壊事故の中で、私たち外キ協はまず宮城県に向かいました。仙台の日本基督教団東北教区「エマオ」の一室を借りて、東北ヘルプと共に「外国人被災者支援センター」を立ち上げ、そこから津波被害が激甚であった石巻市、南三陸

町、気仙沼市と回っていました。

そして2012年に石巻市、2013年に気仙沼市で、市役所の協力のもとで「外国人被災者の実態調査」をすることができました。日本語、中国語、韓国語、英語、タガログ語でアンケート用紙を作成して市役所から20歳以上の外国人に送ってもらいました。

アンケート回答者の90%以上が移住女性でした。彼女たちのほとんどが日本人男性と結婚して5年、10年と暮らしているので、日常会話は「全く問題ない／あまり問題ない」と回答したのが61%。しかし、日本語を「読む」ことが42%、日本語で「書く」ことが30%、と下降していきます。

また3月11日、石巻市でも気仙沼市でも「津波が来ます。高台に避難してください」と有線放送、無線放送で流されたのですが、当時「タカダイ」という言葉を知らなかった移住女性は39%にもなったのです。その数字を見て、愕然とせざるをえませんでした。

それともう一つ、私たちの予想外のアンケート結果がありました。それは、「子どもにはあなたの出身国の言葉を教えるのが望ましい」と回答した移住女性が82%にも上ったことです。移住女性の子どものほとんどが、お父さんは日本人ですから、子どもの名前は日本風、国籍も日本国籍なのに、自分の「母語」を伝えたいというのが移住女性たちの強い願いとしてあったのです。

この石巻市と気仙沼市の調査結果は、その後の福島県での移住女性支援活動に大きな示唆を私たちに与えてくれました。

◇福島県での移住女性の支援と協働

私たち外キ協は、宮城県での外国人被災者支援活動を2013年には終了し、2012年にYWCA震災担当者たちと立ち上げた「福島移住女性支援ネットワーク(EIWAN)」の活動に注力することになりました。

福島県で特筆すべきことは、移住女性たちが震災をきっかけに、フィリピン女性たちは福島市と白河市で「ハワクカマイ」、中国女性たちは

須賀川市で「つばさ」、いわき市で「心ノ橋」、郡山市で「幸福」、それぞれ自助組織を結成したことです。それは、震災・原発事故の大混乱の中で正確な情報を得るために、子どもの健康を守るために同胞たちが集まり、互いに支えあう必要があったからです。

私たち EIWAN は彼女たちと出会い、震災の翌年から、移住女性たちの就労支援と日本語学習支援から始めました。そして 2014 年からは福島駅近くに事務所を設けて、地元のキリスト者や市民と共に、放射能被害の調査、保養プログラム、そして中国女性たちが自力で始めた子どもへの「母語・継承語教育」に対する支援など、さまざまなプログラムを実施してきました。



この写真は、2024 年 7 月、磐梯青少年交流の家で福島・二本松・郡山・いわき・会津若松市にある県内「子ども日本語教室」が集合して、一泊二日の「多文化キッズキャンプ」を開催した時のものです。来日間もない子ども 28 人と保護者 9 人、学生ボランティア 10 人、スタッフ 8 人。

子どもたちのルーツは中国、フィリピン、ミャンマー、ベトナム、ネパール、エジプト、ロシア、アメリカ、フィンランド、日本の 9 カ国に及びました。つまり、関東や関西と違って「外国人散在地域」である福島県においても、急激に「多国籍・多文化」が進んでいるのです。

◇ダブルの子どもたちの継承語教育

最初に「ダブルの子どもたち」が増えているとお話ししましたが、東北には日本人と結婚した韓国人、中国人、フィリピン人の子ども、「ダブルの子どもたち」がたくさんいます。そして宮城県石巻・気仙沼市の調査でも、移住女性のお母さんたちの82%が、子どもに対する母語・継承語教育の必要性を望んでいました。

福島県では、中国人のお母さんたちが東日本大震災をきっかけに自助グループを作り、子どもたちに「母語」、つまり「中国語」を教える教室を始めたのです。公民館を借りて月2回、ダブルの子どもたちの中国語教室を開き、保育園児から小学生まで集まって勉強します。講師は、中国で教員経験があるお母さん。

そして、福島県内の3つの中国語教室と私たちEIWANは、2015年から、隣りの宮城県の中国語・韓国語教室、山形県の中国語・韓国語教室、そして新潟県にある中国語教室に呼びかけて毎年、合同文化祭を開催するようになりました。これらの継承語教室はいずれも移住女性たちが自力で運営しています。



これは合同文化祭「ふくしま子どもフォーラム」の集合写真ですが、このように各教室が一堂に会すると、子どもたちは、「こんなにたくさん仲間がいるんだ」ということを知って、すごく励まされるわけです。

一昨年、県内の作文コンクールで入選した高校生は、小学～中学と継

承語教室に通った経験を交えてこう書いています。

「私は、中国と日本のハーフということがイヤでした。理由は、日中関係がとても悪かったからです。よく友達に言われました。『中国って汚いし、危ないよね』。私の母は、私に中国についてたくさん教えてくれました。文化や生活習慣、民族、そして歴史など、たくさんのこと学び、そして日本との違いを肌で感じました。母は、私に中国を好きになってもらいたかったそうです。しかし私は、中国を好きにはなれませんでした。そしてある日、私は母に『どうして私は中国のハーフなの。純粋な日本人として生まれたかった。中国については、もうこりごり』と怒鳴りました。母は悲しそうな顔をして、少し笑って言いました。『うん、そうだね、少し強引だったね。でもね、将来きっとどこかで役に立つから』。中学生になって、その言葉の意味がようやく分かりました」

震災から13年、私たちEIWANでは、移住女性たちの日本語教室／来日間もない子どもたちの日本語教室と合同キャンプ／ダブルの子どもたちの継承語教室と合同文化祭を、コロナ後も規模を縮小しながらも継続し、少しずつ進展してきました。

◇移住女性たちの困難

その一方では、移住女性のDV、貧困、子どものいじめ、技能実習生の解雇、強制帰国などの難問が、毎月のように持ち込まれて右往左往しています。

東北の被災地で出会った女性たちの話を最後にお話したいと思います。

ちょうど震災から1年後、市役所で日本人と結婚した韓国人女性と面接をしました。最初は私が日本語で「この1年間どうでしたか？」などと聞いているうちに、同席していた東北大の韓国人研究者が、「震災の時、どうだった？」と韓国語で聞いたのです。すると彼女は、それまで流暢な日本語で話をしていたのですが、韓国では決して体験することの

なかった地震、津波、その時の恐怖について、韓国語で話し始めたのです。彼女は涙をぬぐいながら1時間くらい話し、最後に私が「それで、あなたは私たちにどういう支援を求めるの？」と聞いたのです。すると、彼女はこう言うのです。「もう支援は必要ないです。今日、韓国語でこの1年間の苦しい思いを十分話すことができたから、もう支援は必要ないの」と。

つまり日本語を流暢に話せる移住者であっても、極限的な体験はやはり母語でしか表現できないし、その母語での話に耳を傾けなければならないということを、私は学ばされました。

もう一つ、やはり移住女性の話です。

震災から2年後、市役所での面接日を打ち合わせる電話の会話の中で、彼女の日本語がどうも十分ではないということで、仙台からタガログ語の通訳を同行してもらって会いに行きました。市役所でフィリピン女性と会い、最初に私が「今日はタガログ語の通訳がいますから、あなたが辛いこと、相談したいことをタガログ語で十分に話してください」とお願いしました。彼女は安心したようにタガログ語で話し始めました。日本人の夫と結婚して、フィリピンからこの漁村に来て、夫の両親と同居しながら暮らし、子どもを3人産んで育ててきた。そして夫の両親との関係、あるいは子どもの今後のことを相談しようとするのですが、その核心に入るとき、彼女はこれまで話していたタガログ語から、急にたどたどしい日本語になるのです。

それで私が「今日は、通訳がいるから無理して日本語を使わなくていいんですよ、タガログ語で話してください」と言うと、彼女はタガログ語でまた話し始めるけれど、途中で、意味不明の日本語に戻ってしまう。そういうことを何回も繰り返して、しまいには通訳も本人も私たちも、疲れ果てて、打ち切るしかなかった。そして私は、彼女にメモ用紙を渡して、「あなたが今困っていること、支援してほしいことを、タガログ語で書いて次にお会いするときに持ってきてくださいね」と言ってお願いしました。

しかし、彼女と再会することはできませんでした。彼女がどこに住ん

でいるのかわかっているけど、彼女の携帯電話とつながらない以上、会うことはできなかったのです。

彼女はフィリピンから日本に来て、夫の両親と同居して、子どもが生まれたとき、どの母親もそうするように、彼女は子どもに母語で話しかけます。すると、夫や夫の両親は、「この子は日本人なんだから日本語で話しなさい」と言う。実際、そう言ったかどうかはわからないけど、無言の圧力が彼女にのしかかる。彼女にとっては、日本語で子どもに接しなければならない、日常生活においても日本語で話しなさい、ということを強く迫られてきたのだと思います。結局、彼女は第二言語としての日本語を習得するというよりも、無理やりそれを強いられた結果ではないかと思われます。

ところで私は、76歳のうち半世紀以上、上司も同僚も在日コリアンという職場で働き、親しい友人も在日外国人という生涯を送ってきた、稀有な（？）日本人です。

そのため、私こそ在日外国人のことをよく知っている日本人はいないだろうとひそかに自負していたのですが、実際、被災地でこのような移住女性たちに多く出会うことによって、自分は本当に何も知らないんだと思い知らされました。

彼女たちの多くは、家庭でも地域社会においても周縁化され、孤立しています。私は時には、彼女たちの嘆息、つぶやきを聴き取るだけで、1年も2年もただ寄り添うことしかできないこともあります。

そのような中で私は、（私がこれまで多く語ってきたような）理念的な法規範だけではなく、また研ぎ澄まされた論理だけではなく、彼女たちと「共に言葉を紡ぎだす」営為が必要であることに気づかされていきました。

それは、私だけの課題だけではなく、「地域に開かれた教会」「カラフルな仲間たちをめざす教会」の課題もあるでしょう。

“外国人は優遇されている”のか？

四国合同シンポジウム（2024年9月）その後

佐藤信行

(在日大韓基督教会在日韓国人問題研究所（RAIK）顧問)

“外国人は優遇されている”のか？

四国合同シンポジウム（2024年9月）その後

佐藤 信行

在日大韓基督教会 在日韓国人問題研究所（RAIK）顧問

「この間、私たちを攻撃するヘイトスピーチ、ヘイトクライムの嵐に対して心底怒り、街頭で、ネット上で自分がやれることをやってきた。しかし今は、『日本人ファースト』と叫ぶ政治家たち、それを支持する日本人、それが一部であっても、彼らの言動に対して怒るというより、この日本社会がどうなっていくのか、今後もそうした日本で生きていく私はどうなるのか、不安でいたたまれなくなる……」

こう語ってくれた在日コリアン3世の青年に、私は応答する言葉が見つからなかった。

●戦後80年の今

今年8月15日、私たちは日本の敗戦、朝鮮の解放から80年を迎えた。いま日本に暮らす在日コリアンは、日本の植民地支配に起因する民族的マイノリティであり、すでに在日五世が生まれている。さらに1980年代以降、韓国をはじめ中国、フィリピン、南米などから移住労働者、国際結婚移住者、留学生が急増し、外国人住民の数は現在390万人以上に上る。

だが、国連の人種差別撤廃委員会が指摘するように、在日コリアンや移民2世が住居、教育、医療、雇用の機会を制限され「染みついた社会的差別」にいまだ直面している（2018年総括所見）。

それにもかかわらず、旧植民地出身者・移民・難民を排斥する言説が、インターネット上にあふれ選挙演説で公然と唱えられる。これが、日本敗戦80年後の現実なのである。

昨年9月の日本基督教団四国教区と在日大韓基督教会新居浜グレース

教会との第40回合同シンポジウムから1年が経とうとしているが、とりわけこの半年間、日本社会が悪い方向へと大きく様変わりしていくことに、私は最後の戦後世代として「戦前の危機」を予感せざるをえない。

そこで本稿では、合同シンポジウムで質問が出された「特別永住」と「永住」の違いについて、戦後、在日コリアンの法的地位をめぐる経緯を改めて説明すると共に、現在の危機的状況について言及したい。

●在日コリアンの戦後

1947年5月2日、天皇ヒロヒトの「最後の勅令」として外国人登録令が出される。そこでは、講和条約まで「日本国籍を有する」とされていた在日朝鮮人・台湾人は「外国人」とみなされ外国人登録令が適用された。

翌日の5月3日、日本国憲法が施行された。しかし、その「戦後民主主義」憲法には、マッカーサー憲法草案(1946年2月12日)にあった「外国人ハ平等ニ法律ノ保護ヲ受クル権利ヲ有ス」という条項が見事に削除されていた。

1948年4月28日、対日講和条約(サンフランシスコ平和条約)の発効と同時に、在日する植民地出身者の韓国朝鮮人・台湾人は、国際慣例である国籍選択権を認められず、日本国籍を一方的に剥奪された。すなわちGHQの間接統治から自由になった日本政府は、国籍法を改正することなく行政通達によって、在日韓国朝鮮人・台湾人から日本国籍を喪失させ「外国人」とし、新憲法下の「国民の権利」からことごとく排除したのである。

しかも、韓国朝鮮人・台湾人に永住資格が認められたわけではなく、日本と大韓民国／中華民国との二国間協約が結ばれるまで「当分の間」在留することができるという「法126該当者」とされた。また、平和条約発効日(1948年4月28日)以降に生まれたその子どもは「特定在留者」とされ、3年ごと在留更新が求められた。このことは、かつて植民地支配をした欧米の旧宗主国が旧植民地出身者に対して国籍選択権を認めた

り、市民権を付与していったことと大いに異なる。

このようなきわめて不安定な法的地位が解消されていくのは、1965年日韓条約・在日韓国人の処遇に関する日韓法的地位協定による「協定永住」、1981年改定入管法による「特例永住」である。それでも、韓国朝鮮人の一つの家族内において「法126該当者」「特定在留者」「協定永住者」「特例永住者」が並立するといった有様であった。

これらが一本化されたのは1991年、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（略称：入管特例法）による「特別永住者」という法的地位である。すでに敗戦後46年も経過し、あまりにも遅すぎた「戦後処理」であった。

その特別永住者の「特別」というのは、戦前から日本に居住する植民地出身者とその子孫を対象とするものであり、祖父母と父母の一方が「特別永住」なら、その子どもも出生届と永住申請によって自動的に「特別永住」になるということである。たとえば父が「特別永住の韓国籍」、母が「韓国籍の留学生」の場合でも、その子どもは自動的に「特別永住者」となる。

いっぽうニューカマーの場合は、父母とも（あるいは父または母）が「永住者」であっても、その子どもは出生後30日以内に入管局に「永住許可申請」を出さなければならない。しかも、その子どもの永住資格が認められるかどうかは入管局の自由裁量による。そのため、永住者の父または母がこの間、税金や社会保険料を滞納していると、子どもの永住申請は不許可とされ「永住者の配偶者等」という在留資格になり、子どもは3年ごと、5年ごとの在留更新を強いられる。まさに不条理な取り扱いが、入管法の下でなされている。

● 「特別永住者」も「永住者」も外国人は……

「特別永住者」となっているが、在日韓国朝鮮人・台湾人は日本で生まれ育った2世、3世、4世であっても、次の表にあるように国際人権条約で定められた、本来享有すべき基本的な権利を否認・制限されたま

まである。

①日本に住み続ける「居住権」	⇒入管特例法には退去強制条項があり、「居住権」を否認
②生活基盤をもつ日本への 「再入国権」	⇒入管法・入管特例法において「再入国権」を否認。実際、1980年代～90年代、指紋拒否者には制裁措置として「再入国許可」を認めなかつた
③社会保障を受ける権利	⇒多くの社会保障制度では国籍条項が撤廃されたが、生活保護制度においては、「権利」ではなく「準用」。そのため、不服申立権は否認されている
④年金を受ける権利	⇒国籍条項を撤廃した際、経過措置を設けなかったことによって、多くの高齢者や障がい者が無年金のまま放置されている
⑤公務就任権	⇒行政通達によって、公務員と公立学校教員の上級職への任用を制限
⑥地方自治に参画する権利	⇒法律によって地方参政権、教育委員や民生委員の就任権を否認
⑦国際人権条約が定める「民族的マイノリティとしての権利」	⇒立法不作為によって、とくに民族名を名のる権利、民族教育（母語・母文化教育）を受ける権利を否認

日本政府は、国連の自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会での日本審査において、「国籍による差別は行なっていない」と主張する。しかし、上記①～⑥にあるように、旧植民地出身者とその子孫に対して日本国民とは違う「別異の差別的取り扱い」をしているのである。

また、自由権規約や子どもの権利条約が定める上記⑦の「民族的マイノリティの地位と権利」については、特別永住者のコリアンも、日本国籍／重国籍のコリアンもその対象となる。自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会は日本政府に対して、「マイノリティの言語による教育およ

びその言語の教授を促進するよう」繰り返し勧告してきた。しかし日本では、在日コリアンの民族教育を受ける権利について、法制度上では明文化しておらず、かえってその権利を実質上、阻害あるいは制限する措置をとっている。たとえば、日本政府は朝鮮民主主義人民共和国との外交問題と結びつけて、「高校無償化制度」（2010年4月）、「幼児教育・保育無償化制度」（2019年10月）、「学生支援緊急給付金制度」（2020年5月）から、朝鮮学校（幼稚園・高校・大学）をことごとく排除している。これら①～⑦については、特別永住者に対してだけではなく、移住労働者や国際結婚移住者などのニューカマーの移民に対しても同様である。

●在日旧植民地出身者とニューカマー移民に対する構造的差別

外国人にとって「居住の自由」は、最も基本的な権利である。しかし、法務省の2016年調査によると、「外国人であることを理由に入居差別を受けた」外国人は42.8%にも上った。また、日本人のパートナーがいる永住者であっても、その31.5%が「日本人の保証人がいないこと」を理由に、入居を拒否されている。

外国人が多く居住している神奈川県川崎市の2024年調査では、「外国人であることを理由に、入居を断られた／物件を紹介してもらえなかっただ」外国人は43.8%となる。つまり、国交省は「外国人の入居円滑化ガイドライン」などを作成して不動産業者を指導しているが、入居差別の現実は変わっていない。また同調査では、「公営住宅に応募する方法がわからなかった」外国人が18.4%になるなど、政府と地方自治体の施策が十分に機能していない。

日本の労働法では、国籍による就職・任用差別を禁止している。しかし、入管難民法によって「特別永住者」「永住者」「定住者」など162万人(43%)は自由に職種を選び転職することができるが、それ以外の在留資格、「技能実習」など外国人216万人(57%)は職種や勤務先などが規制されている。

法務省の2016年調査では、「外国人であることを理由に、就職できな

かった／昇進できない」と回答した外国人は41.9%に上った。また、川崎市の2024年調査によると、企業規模「1～29人」「30～99人」の中小企業に就労する外国人が48.2%に上っている。

賃金についての厚労省統計を見ると、日本全体の平均賃金が307,700円に対して、外国人労働者の賃金はその72%の223,100円である。また、シングルマザーの雇用形態では、日本人のシングルマザーの「正規雇用」が46%に留まり、さらに、外国人のシングルマザーの場合は「正規雇用」が中国出身者30%、韓国・朝鮮25%、フィリピン14%と極端に低下していく。

これらは、複合的な要因による構造的差別であり、国連の人種差別撤廃委員会が懸念する「染みついた社会的差別」を示すものである。

四国での合同シンポジウムでは、2023年、2024年と相次いだ入管難民法の「改悪」に言及したが、以上を見るだけでも、戦後日本において「外国人は煮て食おうと、焼いて食おうと自由」(法務省入管局付検事・池上努『法的地位200の質問』1965年)とする外国人制度が、在日コリアン・移民・難民など外国人の居住権・生存権そのものを規制してきたのである。

“外国人は優遇されている”という昨今の言説が、いかに虚構に満ちたものであるのか、明らかである。

●マイノリティの尊厳と存在を奪う「日本人ファースト」言説

さる7月8日、私たち「外キ協」(外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会)をはじめ在日コリアン・移民・難民など外国人の人権問題に取り組む9団体が急きょ集まり、参議院選挙に向けて次のような「排外主義の煽動に反対するNGO緊急共同声明」を出した。

《日本社会に外国人、外国ルーツの人々を敵視する排外主義が急速に拡大しています。NHK等が先月に実施した調査では、「日本社会では外国人が必要以上に優遇されている」という質問に「強くそう思う」か「どちらかといえばそう思う」と答えた人は64.0%

にものぼります。

外国人、外国ルーツの人々へのヘイトスピーチ、ヘイトクライムが止まりません。例えば2023年夏以降、埼玉県南部に居住するクルド人へのヘイトデモ、街宣が毎月のように行なわれ、インターネット上は連日大量のヘイトスピーチであふれる深刻な状況となっています。

6月の都議会選挙では、選挙運動として「日本人ファースト」等のヘイトスピーチが行なわれました。また、外国ルーツの候補者たちが「売国奴」などのヘイトスピーチによって攻撃されました。

来る参議院選挙でも「違法外国人ゼロ」「外国人優遇策の見直し」が掲げられるなど、各党が排外主義煽動を競い合っている状況です。政府も「ルールを守らない外国人により国民の安全安心が脅かされている社会情勢」として「不法滞在者ゼロ」政策を打ち出しています。

しかし、「外国人が優遇されている」というのは全く根拠のないデマです。日本には外国人に人権を保障する基本法すらなく、選挙権もなく、公務員になること、生活保護を受けること等も法的権利としては認められていません。医療、年金、国民健康保険、奨学金制度などで外国人が優遇されているという主張も事実ではありません。

「違法外国人」との用語は、「違法」と「外国人」を直結させ、外国人が「違法」との偏見を煽るもので、「不法滞在者」との用語も、1975年の国連総会決議は、全公文書において「非正規」と表現するよう要請しています。難民など様々事情があつて書類(在留資格)がない人たちをひとくくりで「違法」「不法」として、「ゼロ」すなわち問答無用で排斥する政策は排外主義そのものです。

本来、政府、国会などの公的機関は、人種差別撤廃条約にもとづき、ヘイトスピーチをはじめとする人種差別を禁止し終了させ、様々なルーツの人々が共生する政策を行う義務があります。社会に外国人、外国ルーツの人々への偏見が拡大している場合には、

先頭に立って差別デマを打ち消し、闘うべきなのに、偏見を煽る側に立つことは到底許されません。法務省もヘイトスピーチ解消法に則り、選挙運動にかこつけて行われるヘイトスピーチは許されないとの通知を出しています。

ヘイトスピーチ、とりわけ排外主義の煽動は、外国人・外国ルーツの人々を苦しめ、異なる国籍・民族間の対立を煽り、共生社会を破壊し、さらには戦争への地ならしとなる極めて危険なものです。

私たちは、選挙にあたり、各政党・候補者に対し排外主義キャンペーンを止め、排外主義を批判すること、政府・自治体に対し選挙運動におけるヘイトスピーチが許されないことを徹底して広報することを強く求めます。また、有権者の方々には、外国人への偏見の煽動に乗せられることなく、国籍、民族に関わらず、誰もが人間としての尊厳が尊重され、差別されず、平和に生きる共生社会をつくるよう共に声をあげ、また、一票を投じられるよう訴えます》

この NGO 緊急共同声明に賛同してくれた団体は、全国各地の市民団体・教会・労組など、わずか10日間で1159団体に上った(7月18日現在)。いずれの団体も、現在の状況を「危機」として捉えたからである。

しかし7月20日の参議院選挙の結果は、私たちの共同の意思、私たちの希望を打ち碎くものとなった。

これに対して8月7～9日、全国の小・中・高校教員らが集まって第44回全国在日外国人教育研究集会が岡山で開かれ、下記の声明が出された。

《トランプ政権が「史上最大の強制送還作戦」を掲げているアメリカでは、この5月に南部テキサス州で11歳のヒスパニック系の女生徒自ら命を断ったというニュースが流れました。彼女が亡くなる数週間前から、学校内ではヒスパニック系の子どもたちに対し「強制送還されるぞ」とか「移民税関捜査局に通報する」など

といった言葉が投げかけられていたと伝えられています。

子どもたちは、大人たちの姿を見ています。候補者らによる「日本人ファースト」という言葉と、差別的な言動等が街にあふれ連日報道されたことにより、子どもたちは「ああ、こういうことを言つてもいいんだ」と学習してしまいました。今は夏休みですが、学校が始まった時にこれを口にする子どもも出てくるでしょう。差別の言葉により外国人や外国にルーツのある子どもたちの心は深く傷つけられます。口にした側は差別する意図もなく何の気なしに発したとしても、それは刃となって他者を傷つけるということを子どもたちに訴えなければなりません。

多文化共生の学校・社会を実現するために、正しい知識に基づき差別を見抜く目を養う教育が、今こそ求められています。……教育に関わるすべての関係者は、子どもたちとその家族が、ヘイトスピーチ・ヘイトクライムにさらされることがないように、共に協力し合い、排外主義に立ち向かっていきましょう》

●排外主義に抗し、「多民族・多文化共生」の豊かさを共有する

昨年5月、たまたま九州のある教会を訪れたとき、その教会の週報の1ページ目に、当時国会で審議されていた「永住資格取り消し法案」に対する私たち外キ協の反対声明（2024年3月15日）の抜粋が書かれていて、非常に驚いた。礼拝のあと、牧師にそのことを聞くと、「私たちの教会には、韓国から来て永住資格をもつ信徒さんがいるから、教員みんなが考えるべきだと思い、掲載しました」と言う。

今年7月、北海道のある教会では、教会の玄関の掲示板に、外キ協など9団体が賛同を呼び掛けた「排外主義の煽動に反対するNGO緊急共同声明」を貼っていた。その教会は子ども園を併設しており、近隣には公的施設がなく、教会としても仕方なく地方選挙も国政選挙も子ども園が投票所となっていた。そのため今度の参議院選挙でも、地域の人びとは教会の掲示板を脇目に見ながら（？）子ども園の投票所に向かった。

ところが投票日の翌日、オレンジ色のTシャツを着た政党の数名が抗議に来た。それに対して牧師は、「教会の掲示板に貼った共同声明には、あなたたちの政党の名前はないでしょう」「この教会は宗教法人で責任者は私ですが、子ども園は学校法人なので、抗議するなら顧問弁護士にしてください」と言ったという。

日本にある教会は、信徒の半分以上が占めるカトリック教会だけではなく、どのプロテスタント教会も、多くの外国人信徒・教役者を迎えてる。その中で、高まる排外主義に対して、まず教会として、キリスト者として果敢に立ち向かうこと、そして「多民族・多文化共生」の豊かさを日本社会に発信していくことが求められている。主イエス・キリストがなさったように。

発行 日本基督教団 在日韓国朝鮮人連帯特設委員会
東京都新宿区西早稲田 2-3-18 電話 03 3202-0541
発行日 2025年11月10日

